

補助金等検証シート

No. 14

所属	経済振興課	会計	1	款	5	項	2	目	2	事業	11	商工業振興事業費
第5次総合計画施策体系	章	5	節	3	部門	2	部門名	商工業				

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	生駒市中小企業融資制度利子補給金								
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市中小企業融資規則及び生駒市中小企業利子補給要綱								
(3) 補助金創設年度	平成10	年度	交付区分 団体(公募)						
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>市内中小企業者の金融上の負担を軽減し、経営の合理化及び設備の近代化等その経営基盤の強化を図る。</p> <p>当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)</p>								
(5) 平成25年度予算額	19,500 千円	財源	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源()</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>19,500 千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	千円	その他特定財源()	千円	一般財源	19,500 千円
国・県補助金	千円								
その他特定財源()	千円								
一般財源	19,500 千円								
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]								
過去数年間の補給実績に基づいて算定。									
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	[市単による上乗せがある場合は、その内容]							
[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]									

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	中小企業者	(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項目		積算根拠又は内容	金額
市が事務局業務を行っている		人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等は無償貸与している			千円
有料施設等の減免を行っている			千円
有料施設等の使用料の補助を行っている			千円
その他			千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	19,500 千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	0.0 %
------------------------	-----------	-----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○	
補助対象事業・補助対象経費		利子の年利1%に相当する額(2%未満は当該利子の1%)
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	○	
補助率又は単価設定根拠		
③補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。		融資返済期間を、主に最長7年とした継続的な補給金であるため。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。		事業補助でないため
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。		事業補助でないため
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		事業補助でないため
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	B	ある程度つながっている
[上記のように評価した理由] 融資の借入れ期間内（最長7年）において支払い利子の一部を継続して市が負担することは、中小企業者にとっては、多大な負担の軽減になっている。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
[上記のように評価した理由] 利子補給金の交付によって中小企業の金融上の負担の軽減が図られ、更なる設備投資や円滑な操業の一助となっている。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
[上記のように評価した理由] 中小企業者等の経営の安定化を促進することが、企業活動が活発に行われることにつながるため。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	B	一定程度ある
[上記のように評価した理由] 中小企業融資制度利用者に対しての利子の一部負担として、融資制度運用面からは一連のものと考えられる。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	C	今後検討する必要がある
[上記のように評価した理由] 現行の中小企業融資利用者への直接的な現金給付としての補助の方法もあるが、融資利率の引き下げにより対応を図る等、より効果的な方法を模索する必要があると思われる。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B	ある程度達成されている
[上記のように評価した理由] 中小企業融資制度利用者に係る利子の補給であり、利子補給制度により、中小企業融資制度の利用者の増加につながっている。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B	一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B	一定程度期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] 利子補給金の交付によって中小企業の金融上の負担の軽減が図られ、更なる設備投資や円滑な操業の一助となっている。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
無	判断理由	中小企業者の融資借入期間内の年間支払利子に対する市の継続的な補給ではあるものの、事業活動への直接的な効果については確認できない。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成22年4月	
	見直しの契機	行政内部の検討結果による	
	見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕	
		制度融資の利子のうち年利1%に相当する額、融資利率が2%未満の場合にあっては、二分の一に相当する額	
(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由			

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

利子補給制度を急に廃止することは、事業者にとって負担がかかるため、周知期間として一定の時間を要すると判断したため。

(8)今後の方向性は？

②	見直し	判断理由	景気回復への期待があり、見直しは事業者に影響がある。但し、回復傾向がはっきりすれば、創業支援などにシフトすることなどの検討をしたい。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	12,158 千円	14,550 千円	17,136 千円	18,707 千円	18,141 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	12,158 千円	14,550 千円	17,136 千円	18,707 千円	18,141 千円
交付件数実績	404	423	452	456	469
当該年度交付対象数	453	479	505	520	505
補助金交付・管理事務の人員費	3,300 千円				
職員従事者数(人・年)	0.5				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額 千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	0 千円	(中小企業)融資金利を1.75%として、平成25年度は13億円の預託を実施
大和郡山市	8,000 千円	(債務保証料を含む合計額)
天理市	7,057 千円	中小企業利下げ補給金
橿原市	0 千円	預託方式(平成25年度預託額は、597,000千円)
香芝市	6,398 千円	他に国民金融公庫「新規創業事業資金」融資の利子補給分として338千円を計上

生駒市中小企業利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の金融上の負担を軽減することにより経営の合理化、設備の近代化等その経営基盤の強化を図るため、金融機関に借入金の利子を支払った中小企業者に対して予算の範囲内において利子補給金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の交付対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、生駒市中小企業融資規則（平成12年3月生駒市規則第18号）の規定により融資を受けた中小企業者で、融資を受けた金融機関に当該融資にかかる借入金の利子を支払ったものとする。

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の額は、前条に規定する利子（延滞利子を除く。）のうち年利1パーセントに相当する額（借入金の融資利率が2%未満の場合にあっては、当該利子の2分の1に相当する額）とする。

2 前項の利子補給金の額は、1月1日から同年の12月31日までの期間（本市から補給を受けた債務保証料に係る保証期間内の期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）で算出するものとする。ただし、月の初日から末日までの期間にわたり次に掲げる事由に該当するときは、当該期間を対象期間から除くものとする。

(1) 個人にあっては、本市の住民基本台帳に記録されていないこと（外国人にあっては、本市の外国人登録原票に登録されていないこと。）。

(2) 法人にあっては、本市に登録されている事務所を有していないこと。

(交付の申請等)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金交付申請書（別記様式）に市民税を滞納していないことを証するために必要な書類を添えて市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、かつ、融資を受けた金融機関への当該利子の支払状況等を調査し、適当と認めるときは、当該申請者に対して利子補給金を交付するものとする。

3 次のいずれかに該当する場合は当該中小企業者に対する利子補給金は交付しないものとする。

(1) 奈良県信用保証協会が中小企業に代わって金融機関に借入金の弁済を行ったとき、または行う見込みのあるとき。

(2) 当初の保証に関する返済条件について変更のあったとき。

(3) 市民税を滞納しているとき。

(4) 第1項の規定による申請が、同項の規定により市長が定める期間の属する年度を越えてなされたとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(6) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(関係書類の検査等)

第5条 市長は、利子補給金の交付を受けた者に対し、関係書類、帳簿等の検査を行い、又は、必要な指示をすることができる。

(利子補給金の返還)

第6条 市長は、利子補給金の交付を受けた者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたときは、交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(施行の細目)

第7条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。